

令和2年第5回平川市教育委員会会議録（概要）

1. 開催日時 令和2年5月26日（火）午後1時30分
2. 閉会日時 令和2年5月26日（火）午後2時22分
3. 場 所 平川市尾上総合支所 庁議室
4. 出席者 (教 育 長) 柴田正人
(1 番委員) 中嶋静賢 (3 番委員) 葛西万博
(4 番委員) 工藤甚三 (5 番委員) 佐々木幸子
5. 欠 席 者 (2 番委員) 駒井優子
6. 署 名 者 (3 番委員) 葛西万博 (4 番委員) 工藤甚三
7. 説 明 者 對馬事務局長、田中学校教育課長、桜庭指導課長、加藤生涯
学習課長、工藤スポーツ課長、高阪学校給食センター所長
8. 会議録作成者 葛西学校教育課課長補佐
9. 会議に付された案件
(1) 議案
議案第21号 平川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部
を改正する規則案
議案第22号 平川市スポーツ推進審議会委員の任命について
10. 委員・各課からの報告
(1) 平川市教育委員会文書取扱い及び職員の服務規程の一部改正について
(2) 平川市特別支援教育就学奨励費支給要綱一部改正について

1 1. 会議の概要

午後1時30分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議記録署名委員を前項6のとおり指名する。議案2件を審議した。

1 2. 会議の状況

教育長 ただいまの出席者は5名で、定足数に達していますので、これより、令和2年第5回平川市教育委員会を開会いたします。
 案件の説明者は教育委員会事務局長、及び各課長にお願いします。
 会議録記録者には学校教育課の葛西補佐にお願いします。
 委員及び説明者は、発言する際には挙手の上、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。
 日程第2、会議録署名委員の決定についてを議題とします。
 会議規則第23条に基づき、本委員会の会議録署名者は、3番・葛西委員、4番・工藤委員を指名します。
 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
 本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
 (了承)

教育長 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決しました。
 日程第4、教育長報告に入ります。

教育長 (議案書1ページの要旨を説明)
 1ページ、教育長報告の中で、ご質問ありませんか。
 (質問等なし)

教育長 それでは、教育長報告を終わります。
 次に、日程第5、各課からの報告に入ります。
 各課の業務日程について、議案書2ページから7ページに掲載しておりますが、これについてご質問等ございませんか。
 まず2ページ、3ページに記載されている内容に関して質問等ありませんか。

中嶋委員 5月29日に開催予定の初任者研修「ふるさと研修」について、概要をお知らせください。

- 指導課長 最初に教育長からの講話のあと、指導課長と主任指導主事から本市の教育の状況についての研修となります。次に市内の各施設、名所を巡り概要を説明しております。
- 中嶋委員 今回は1人だということで、特に配慮したことはありますか。
- 指導課長 これまでの研修でも1～2名の研修がありましたので、例年行っている研修であり、今回に限り配慮した点は特段ございません。
- 中嶋委員 この機会に地域を知るということは大切なことだと思います。ただ一人ということで、スタッフのほうが多いかもしれませんが、大事にするという思いで研修していただければと思っております。
- 教育長 ありがとうございます。ほかに質問等ございませんか。
(質問等なし)
- それでは、議案書4ページ、5ページに記載されている内容に関して質問等ありませんか。
- 工藤委員 5月2日、特別天然記念物カモシカ対応（滅失による）とありますが、どのような対応をしたのでしょうか。
- 生涯学習課長 市民からの通報で、自分の畑の近くにカモシカがいて、弱っているがまだ生きていたとのことでした。文化財係が現地に行ってカモシカであることを確認し、翌日再度見に行ったところ死亡していたので、それを撤去して処分したということです。
生きていれば処分できないのですが、死亡していたため処分したということです。
- 工藤委員 これについては、カモシカだということをどこかに確認することはないのですか。
- 生涯学習課長 どこかにカモシカであるかという確認はしてありませんが、市職員が目視で確認し対応しております。ただ死亡が確認された場合は、処分後に県へ報告しています。

- 教育長 ほかに質問等ありませんか。
- 佐々木委員 文化センターの使用についてですが、3密を避ければ従前どおりの使用に戻ったと考えて宜しいでしょうか。
- 教育長 施設の使用につきましては、後ほど一括で説明いたしますので、よろしく願いいたします。
ほかに質問等ございませんか。それでは議案書6ページ、7ページに記載されている内容に関して質問等ありませんか。
- 中嶋委員 7ページの学校給食センター職員による学校給食訪問について、何かありましたでしょうか。
- 給食センター
所長 この事業は通常行われている事業ですが、今回はコロナウイルス対策の状況確認ということで訪問しました。
- 佐々木委員 この事業は、毎年行っている事業でしょうか。
- 給食センター
所長 毎年というわけではありませんが、今回は初めてではございません。
- 佐々木委員 学校給食訪問は大変良いことだと思います。やはり給食センターの職員も年に1，2回は見ておくべきだと思います。
- 教育長 ほかに質問等ありませんか。
- 中嶋委員 給食はただ食べるのではなく、作っている人、食材を生産している人など様々な人が関わっているわけです。そういうことも子供たちに理解してもらうことも大事なことだと考えております。
- 教育長 ほかに質問等ありませんか。
- 工藤委員 平川市ではそのような話は聞いてないのですが、コロナウイルスの影響で給食の食材を処分など、経費を費やしたことはなかったですか。

給食センター 食品ロスではないのですが、牛乳の発注が止まったということに
所長 について、国からの補助があり、県から業者に対して補償金を拠出
してもらいたいと連絡を受け、3月分の学校給食の牛乳について
対応いたしました。

事務局長 工藤委員の質問について補足しますが、賄材料費について事前に
キャンセルができなかったものはありませんでした。

教育長 ほかに質問等ありませんか。
次に施設の管理状況について、学校教育課長から説明させます。

学校教育課長 施設の運営方針は、2週間に1回程度各課長が集まって決めてい
る訳ですが、今現在の方針が5月末までのものでございまして、
来月以降の方針につきましては、本日この後に協議することにし
ております。従いまして来月以降の方針についてはまだ示せない
ですが、5月末までの方針についてご説明いたします。
(詳細説明)

教育長 ただいまの内容に関して質問等ありませんか。

工藤委員 新型インフルエンザ等という文言は、法律の名称ですか。

教育長 法律の用語は、あくまでもインフルエンザ等となっています。
ほかに何かございますか。

事務局長 施設関係の中でアリーナですが、条件付貸出しになっております。
そのほかのドーム等については、1時間以内となっております。
それらについて、今日これから協議して時間延長について決めたい
と考えております。また河川広場につきましては、市外の利用
者が多く、スポーツだけの利用であれば6月から利用できること
で良いと考えておりますが、感染予防を考えると、一考を要する
のではないかと考えております。
文化ホールにつきましては、定員が740名ですが、密を解消す
るためには、100名程度しか入場できないとか、出入口を開放
するとかの条件が付いてきます。他市町村も使用を早める動きが
ありますので、6月1日からでよいのかを充分検討して対応した
いと考えております。

公民館、郷土資料館については通常の貸出し、あるいは条件付き貸出しとなっております。

自然の森については、ほとんどがバーベキューをしたり、県外からの利用者が多いことなど考慮し、慎重に対応したいと考えております。

図書館については、通常の貸出しは既に行っており、館内利用を1時間以内として現状の状態でもよろしいのではないかと考えております。

6月からの対応については、以上の対応となります。

教育長 各課の報告等について、これでよろしいですか。
(質問等なし)

次に、その他の報告について学校教育課長に説明させます。

学校教育課長 (平川市教育委員会文書取扱い及び職員の服務規程の一部改正について説明)

教育長 ただいまの説明について、何か質問はございませんか。
(質問等なし)

続いて、平川市特別支援教育就学奨励費支給要綱一部改正について学校教育課長に説明させます。

学校教育課長 (平川市特別支援教育就学奨励費支給要綱一部改正について説明)

教育長 今の説明について、何か質問はございませんか。
(質問等なし)

次に日程第6、議事に入ります。まず議案第21号 平川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、事務局長に説明させます。

事務局長 (議案第21号 平川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について説明。) 詳細については、学校教育課長から説明させます。

学校教育課長 (詳細説明)

教育長 質問等ありますか。

事務局長 平川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則【「第3条2項」校長は、教育上必要があると認められる場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、学校又は学年を単位として授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。】とありますが、これに【ただし、教育委員会が別に定める場合にあつては、この限りでない。】の部分を付け加えております。これについては、新型コロナウイルス感染症等により授業日や休業日を設定する場合、全小中学校足並みを揃える必要が生じた場合に対応するため、一部改正したものであります。

教育長 質問等ありますか。「特別の教科である道徳」について指導課長から説明させます。

指導課長 道徳については、既に道徳科となっているのですが、このような条文で表記する場合は「特別の教科である道徳」とすることが做いとなっているようです。

教育長 ただ今の説明について、質問等ありますか。
(質問等なし)

それでは、議案第21号は、原案のとおりとすることで、よろしいですか。

(了承)

それでは議案のとおり決めます。続いて、議案第22号 平川市スポーツ推進審議会委員の任命について事務局長に説明させます。

事務局長 (議案第22号 平川市スポーツ推進審議会委員の任命について説明) 詳細については、スポーツ課長から説明させます。

スポーツ課長 (詳細について説明)

教育長

ただ今の説明について、質問等ありますか。

(質問等なし)

それでは、議案第22号は、原案のとおりとすることで、よろしいですか。

(了承)

それでは議案のとおり決めます。以上で本日の案件は終了しました。6月の定例委員会は、23日1時30分から開催しますが、委員の皆様よろしいですか。

(了承)

これをもちまして、本日は終了いたします。
お疲れさまでした。